第 87 号 議 案

令和８年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第１号）

令和８年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令 和 8 年 9 月 7 日 提 出

長 崎 県 知 事　　平　　田　　　　研

第１表　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額
(港湾整備事業勘定)			千円 36,400
1 土　木　費			36,400
	1 財　産　管　理　費		36,400
		港　湾　管　理　費	36,400
合		計	36,400